

令和4年度

白川町簡易水道 水質検査計画



白川簡易水道 中川浄水場

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項
- 4 臨時の水質検査に関する事項
- 5 水質検査の方法
- 6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
- 7 関係機関との連携等

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査項目一覧表のとおりとします。
 - ・給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素等の検査（水道法施行規則第15条第1項の第1号）は、1日1回行います。
 - ・一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度等の検査（水道法施行規則第15条第1項の第3号）は、月1回行います。
 - ・その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。
- (4) 浄水場では、浄水処理における水質の変化を監視するため、pH値、濁度及び残留塩素等の検査については、1日1回の検査を行います。
- (5) 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原虫の指標となる大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を行います。
 - ・クリプトスポリジウム（病原性微生物）の指標である指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を3ヶ月に1回行います。
 - ・クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査は、必要に応じて行います。

2 水道事業の概要

〈白川簡易水道事業〉

給水人口1,176人、1日最大給水量874 m^3 、膜ろ過方式にて浄水し、中川浄水場から送水ポンプにより高区配水池へ送られ、中区配水池、低区配水池及び洞山配水池を経て自然流下により配水しています。

〈赤川簡易水道事業〉

給水人口1,508人、1日最大給水量819 m^3 、赤河浄水場と切井浄水場を持ち、赤河区域は赤河浄水場で膜ろ過方式にて浄水し、送水ポンプにより日向配水池に送られ配水しています。切井区域及び赤河区域の一部は切井浄水場で膜ろ過方式にて浄水し、送水ポンプにより第2配水池に送られ、配水しています。

〈三川簡易水道事業〉

給水人口765人、1日最大給水量412 m^3 、急速ろ過方式及び緩速ろ過方式にて浄水し、三川浄水場から自然流下により配水しています。また、送水ポンプにより上田配水池に送水し、自然流下により上田地区へ、送水ポンプにより太田尾配水池へ送水し、太田尾地区へ配水しています。

〈黒川簡易水道事業〉

給水人口1,530人、1日最大給水量786 m^3 、膜ろ過方式にて浄水し、黒川浄水場から送水ポンプにより柿反上配水池へ送られ、柿反中配水池、鱒淵配水池、中新田配池、小畑配水池、松川配水池、下之平配水池及び下新田配水池を経て自然流下により黒川全体に配水しています。

〈飛騨川流域簡易水道事業〉

給水人口2,265人、1日最大給水量1,441 m^3 、膜ろ過方式にて浄水し、吉田浄水場から送水ポンプにより吉田配水池へ送られ、自然流下により主に上佐見地区に配水しています。また、稲田浄水場では、膜ろ過方式にて浄水し、送水ポンプにより第2配水池へ送られ、自然流下により稲田、薄野地区へ配水しています。飛保浄水場では、膜ろ過方式にて浄水し、自然流下により白川北地区に配水しています。また、送水ポンプにより、葛牧配水池、宇津尾配水池、自然流下により、大利配水池、広野配水池に送られ、各地区に配水しています。

〈給水状況〉

施設名	白川簡易水道事業	赤川簡易水道事業	三川簡易水道事業
給水区域	河岐（島、大野を除く）、中川、水戸野、和泉（田代、響石、上山を除く）、坂ノ東のうち下金（寒八を除く）	切井、赤河	三川 （藤井の一部を除く）
給水人口	1, 176人	1, 508人	765人
普及率	99.5%	98.0%	99.6%
給水戸数	504世帯	600世帯	282世帯
計画1日最大給水量	998m ³	855m ³	390m ³
1日最大給水量	874m ³	819m ³	412m ³
1日平均給水量	655m ³	493m ³	299m ³

〈浄水施設の概要〉

施設名	白川簡易水道事業			赤川簡易水道事業		三川簡易水道事業
	中川浄水所	切井浄水場	赤河浄水場	三川浄水場		
所在地	白川町中川 1401	白川町切井 1507-1	白川町赤河 366-1	白川町三川 401-2		
敷地面積（m ² ）	2, 255	3, 311	1, 201	1, 250		
原水の種類	地下水	地下水	伏流水（赤川） 地下水	伏流水（赤川） 地下水		
処理能力m ³ / 日	標準	—	—	—		
	最大	998m ³	644m ³	211m ³	390m ³	
沈殿池	—	—	—	普通沈殿池		
ろ過池	セラミック膜 モノリス型	セラミック膜 モノリス型	セラミック膜 モノリス型	サイホン式		
浄水処理方法	膜ろ過 前塩素処理 後塩素処理	膜ろ過 前塩素処理 後塩素処理	前処理除濁機 膜ろ過 前塩素処理 後塩素処理	前処理除濁機 緩速ろ過 急速ろ過併用 前塩素処理 後塩素処理		

〈給水状況〉

施設名	飛騨川流域簡易水道事業	黒川簡易水道事業
給水区域	坂ノ東（下金を除く） 河東、白山（油井のうち大谷を除く） 河岐のうち島 和泉のうち田代・響石 広野 上佐見、下佐見（徳田のうち細野を除く）	黒川
給水人口	2,265人	1,530人
普及率	98.6%	99.0%
給水戸数	915世帯	729世帯
計画1日最大給水量	1,605 ^m ₃	901 ^m ₃
1日最大給水量	1,441 ^m ₃	786 ^m ₃
1日平均給水量	963 ^m ₃	557 ^m ₃

〈浄水施設の概要〉

施設名	飛騨川流域簡易水道事業			黒川簡易水道事業
	飛保浄水場	稲田浄水場	吉田浄水場	黒川浄水場
所在地	白川町白山 1909	白川町下佐見 4011-6	白川町上佐見 5644-3	白川町黒川 1964-14
敷地面積（ ^m ₂ ）	2,432	1,535	1,388	1,500
原水の種類	伏流水（佐見川） 地下水	表流水（大津洞谷） 地下水	地下水	表流水 地下水
処理能力 ^m ₃ / 日	標準	—	—	—
	最大	697 ^m ₃	493 ^m ₃	415 ^m ₃
沈殿池	—	—	—	—
ろ過池	セラミック膜 モノリス型	セラミック膜 モノリス型	セラミック膜 モノリス型	セラミック膜 モノリス型
浄水処理方法	膜ろ過 後塩素処理	膜ろ過 後塩素処理	膜ろ過 後塩素処理	膜ろ過 後塩素処理

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

施設名	白川簡易水道事業	赤川簡易水道事業		三川簡易水道事業
	中川浄水場	切井浄水場	赤河浄水場	三川浄水場
原水の汚染要因及び水質状況			・降雨等による濁水発生	・降雨等による濁水発生
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項				・濁度 ・pH値

施設名	飛騨川流域簡易水道事業			黒川簡易水道事業
	飛保浄水場	稲田浄水場	吉田浄水場	黒川浄水場
原水の汚染要因及び水質状況	・降雨等による濁水発生	・降雨等による濁水発生		・降雨等による濁水発生
浄水の水質状況	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。	・これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており安全で良質な水です。
水質管理上留意すべき事項				

4 臨時の水質検査に関する事項

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した減水処理を行うことができず、給水栓水で水質基準を超えるおそれがある場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 原因不明の色及び濁りにより変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき
- (3) 浄水過程において著しく水質に変化を与えるような異常が認められたとき

※なお、検査項目はそれぞれの事態に応じ、水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し、実施します。

5 水質検査の方法

毎月検査、3ヵ月に1回実施する検査及び1年に1回実施する検査については、(株)総合保健センターに委託して実施します。

6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

令和4年度の水質検査計画及び検査結果については、これまで通りホームページで公表します。

※なお、水質検査計画及び水質検査結果に係る住民からの質問・意見等については建設環境課水道係で受付し、回答します。

7 関係機関との連携等

- (1) 水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。
また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に処理します。
※なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。
- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である(株)総合保健センター及び可茂保健所等と連携を図り実施します。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、可茂保健所、可茂県事務所環境課に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

○ 浄水の検査項目

- (1) 毎日検査項目
色、濁り、消毒の残留効果に関する検査
- (2) 毎月検査項目（概ね1ヶ月に1回以上）
別紙の1、2、38、46～51の項目
- (3) 全項目検査（年に1回以上）
別紙の51項目
- (4) 塩素酸検査を年4回実施

○ 原水の検査(年1回以上)

- (1) 全項目検査
別紙の40項目
- (2) 大腸菌群
クリプトスポリジウムのための定期的な検査
- (3) クリプトスポリジウム指標菌
大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を年4回実施

お問い合わせ先

白川町 建設環境課 水道係（内線262）

住 所：〒509-1192

岐阜県加茂郡白川町河岐715

TEL：0574-72-1311

FAX：0574-72-1317